

【協議事項】西岡本 7 丁目地域「ヘルマンバス」の本格運行の実施について

1. 趣旨

東灘区西岡本 7 丁目地域では、住宅地と駅を連絡する自治会バスが運行していたが、平成 29 年 10 月に運行が終了した。現在は市バス 31 系統が朝夕 1 便ずつ運行しているが、地域の高齢化が進んでいる中、日中の公共交通による移動手段がなく、通院や買い物などの日常生活の足として、地域に密着した持続可能な交通の確保が課題となっていた。

こうしたことから、西岡本 7 丁目地域の住民による検討組織（西岡本 7 丁目コミュニティバスを走らせる会）が立ち上がり、令和 3 年度より、神戸市の地域コミュニティ交通支援制度を活用した取り組みを開始し、令和 4 年度には地域住民に対するアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、運行事業者に東京・日本交通株式会社を公募により選定し、令和 5 年 1 月 10 日より試験運行を実施してきた。

このたび、試験運行の結果を踏まえ、令和 5 年 10 月から道路運送法第 4 条の許可を得て、本格運行として新たに導入を予定するものである。

2. 主な経緯（参考）

平成 29 年 9 月	自治会バス運行終了
平成 30 年 4 月	神戸市バス 31 系統運行開始（平日 7 時台 1 便、18 時台 1 便）
令和 2 年 10 月	出前トーク実施（地域コミュニティ交通支援制度）
令和 3 年 9 月	「西岡本 7 丁目コミュニティバスを走らせる会」発足
令和 3 年 12 月	地域住民に対するアンケート調査実施
令和 4 年 7 月	東京・日本交通株式会社を運行事業者に決定
令和 5 年 1 月～9 月	試験運行の実施
令和 5 年 10 月～	本格運行の実施（予定）

3. 協議事項

（1）事業概要

運行主体	西岡本 7 丁目コミュニティバスを走らせる会
運行事業者	東京・日本交通株式会社
運行態様	一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行）
運行車両	ミニバン車両（乗客定員 6 名） 車幅 1.69m、車長 4.69m、車両総重量 2.005 t
車両数	常用車両 3 台、予備車両 1 台（乗用事業と併用）
営業所	兵庫県神戸市東灘区御影塚町 2-28-20
自動車車庫	営業所に併設
運行系統	路線定期型 1 系統 始点東公園→野寄会館→本山駅前→野寄会館→終点東公園（7.1 km）
運行時刻・本数	始発 9 時 00 分、終発 17 時 30 分・18 便
停留所	10 箇所
運賃（協議運賃）	大人 220 円、小人 110 円、回数券 22 枚綴 2,200 円 ※神戸市敬老パス、福祉パス、IC カード（PITAPA・ICOCA 等）は利用不可



バス停	9時台		10時台		11時台		12時台		13時台		14時台		15時台		16時台		17時台	
①東公園	00	30	00	30	00	30	00	30	00	30	00	30	00	30	00	30	00	30
②中公園	01	31	01	31	01	31	01	31	01	31	01	31	01	31	01	31	01	31
⑩岡本プレミアム前	03	33	03	33	03	33	03	33	03	33	03	33	03	33	03	33	03	33
③カトレア	04	34	04	34	04	34	04	34	04	34	04	34	04	34	04	34	04	34
④西岡本7丁目	05	35	05	35	05	35	05	35	05	35	05	35	05	35	05	35	05	35
⑤西岡本6丁目	07	37	07	37	07	37	07	37	07	37	07	37	07	37	07	37	07	37
⑥野寄会館	10	40	10	40	10	40	10	40	10	40	10	40	10	40	10	40	10	40
⑦いかり岡本店前	13	43	13	43	13	43	13	43	13	43	13	43	13	43	13	43	13	43
⑧本山駅前	15	45	15	45	15	45	15	45	15	45	15	45	15	45	15	45	15	45
⑧本山駅前	18	48	18	48	18	48	18	48	18	48	18	48	18	48	18	48	18	48
⑦いかり岡本店前	20	50	20	50	20	50	20	50	20	50	20	50	20	50	20	50	20	50
⑥野寄会館	23	53	23	53	23	53	23	53	23	53	23	53	23	53	23	53	23	53
⑤西岡本6丁目	26	56	26	56	26	56	26	56	26	56	26	56	26	56	26	56	26	56
⑨西公園北	28	58	28	58	28	58	28	58	28	58	28	58	28	58	28	58	28	58
①東公園	30	60	30	60	30	60	30	60	30	60	30	60	30	60	30	60	30	60

※最終便（本山駅前 17:48 発）は「①東公園」以降「④西岡本7丁目」まで運行

ヘルマンバスの運行内容（使用車両・運行系統・停留所・時刻表）

（2）移動円滑化基準の適用除外について

- 西岡本7丁目地域においては道路幅員が狭く、小型バス(車幅約2m)でも運行が困難な箇所が多いため、狭隘な地域の道路が通行可能なミニバン車両(車幅約1.7m)で運行することとした。
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律により、原則、乗合事業で新たに使用する車両は、移動円滑化基準(乗降口の幅や床面の高さ、車いすスペースの確保等)に適合しなければならないが、「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領第3(4)」において、「車両総重量5t以下であって乗車定員が23人以下の自動車」で、運行地域の自治体及び住民の合意がなされていることを条件に、基準適用除外の認定を受けることができるとされている。
- 西岡本7丁目地域のヘルマンバスについて、基準適用除外の認定を受けるため、地域公共交通会議において、関係者の合意を求めるものである。